

- 39 -

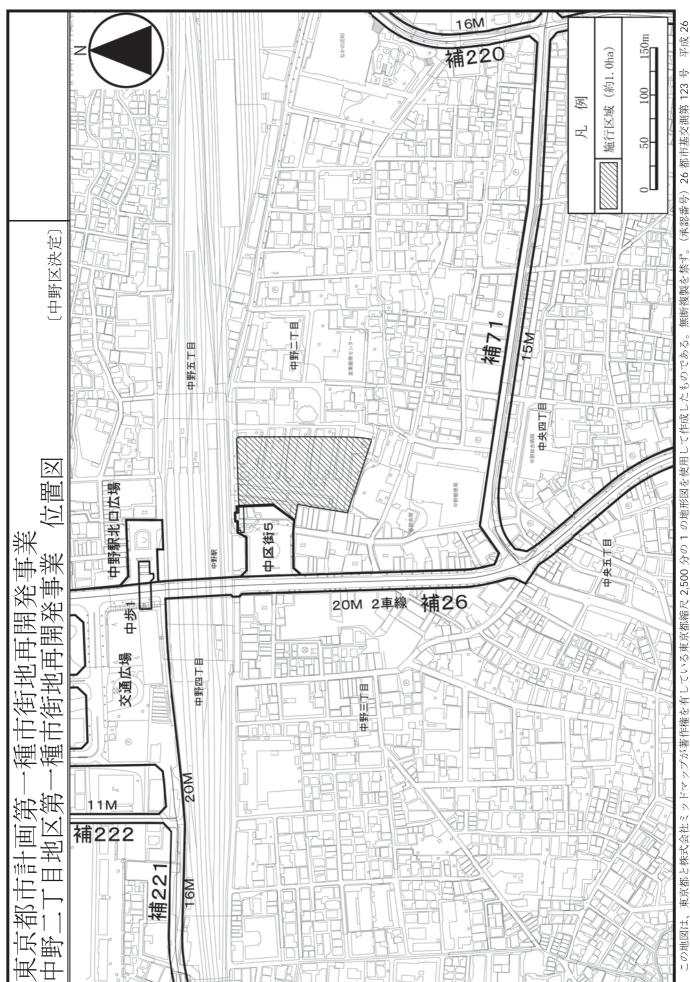
東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定(中野区決定) 都市計画中野二丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

分	称	中野二丁目地区	中野二丁目地区第一種市街地再開発事業			
施行区	施行区域面積	約 1. 0ha				
の整	· 万	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	華
	炎	約 8, 000 m²	約 96, 700 ㎡ [約 70, 700 ㎡]	共同住宅、事務所、店舗	GL+150m, 120m	GL は、 T. P. +39.0mとする。
の機	建築	建築敷地面積		厘 提		
a 編 素敷地	炎	約 10, 030 ㎡	・道路境界又は隣地境界から建物を後退させ、歩行者至・周辺からの利用に配慮した広場を敷地内に整備する。	道路境界又は隣地境界から建物を後退させ、歩行者空間を確保する。・周辺からの利用に配慮した広場を敷地内に整備する。	0	
		· 章	戸 教	面積		備
	生七建設の日保	の日命	約 440 戸	約 43, 900 m²		共用部分を含む
	***	析	地区計画及び高度利用地区の区域内にあり	り区域内にあり		

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

田畑

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心近接地としてふさわしい安全で快適な魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市 街地再開発事業を決定する。



を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 123 26 都市基交測第 (承認番号) 無断複製を禁ず この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。 年9月9日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年9月9日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計1 無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日

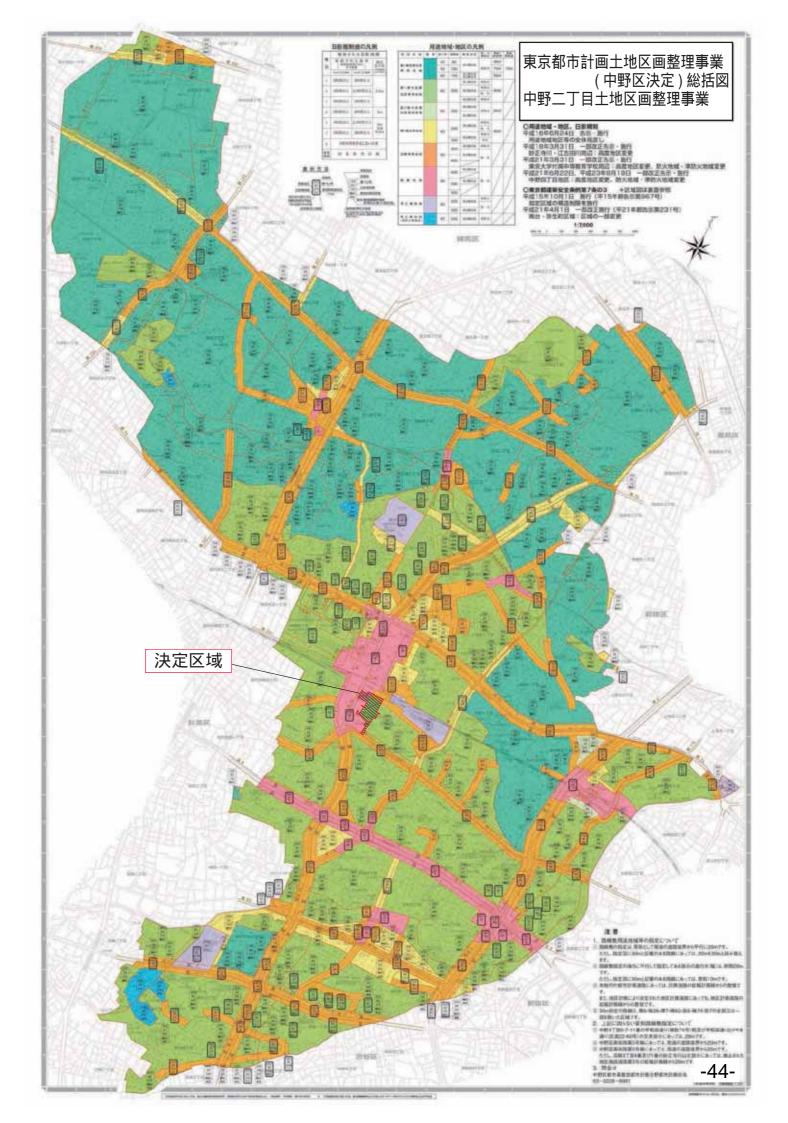
4 26 ī 平成、 を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 中 123 26 都市基交測第 (承認番号) 無断複製を禁ず。 図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日 図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計 製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 無断複製を禁ず。 , N 1の地形図を使用して作成したものである を使用して作成したものである。 の地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の・ : 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日 の地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を :断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日 ご年ご無

26 ī 平成 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 卓 123 都市基交測第 56 (承認番号) 無断複製を禁ず の地形図を使用して作成したものである。 を使用して作成したものである。 分の1 (道路網図) 2,500 K この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺年9月9日、(利用許諾番号)MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年9月9日この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の1の地形図無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日

43



45

東京都市計画土地区画整理事業の決定(中野区決定)

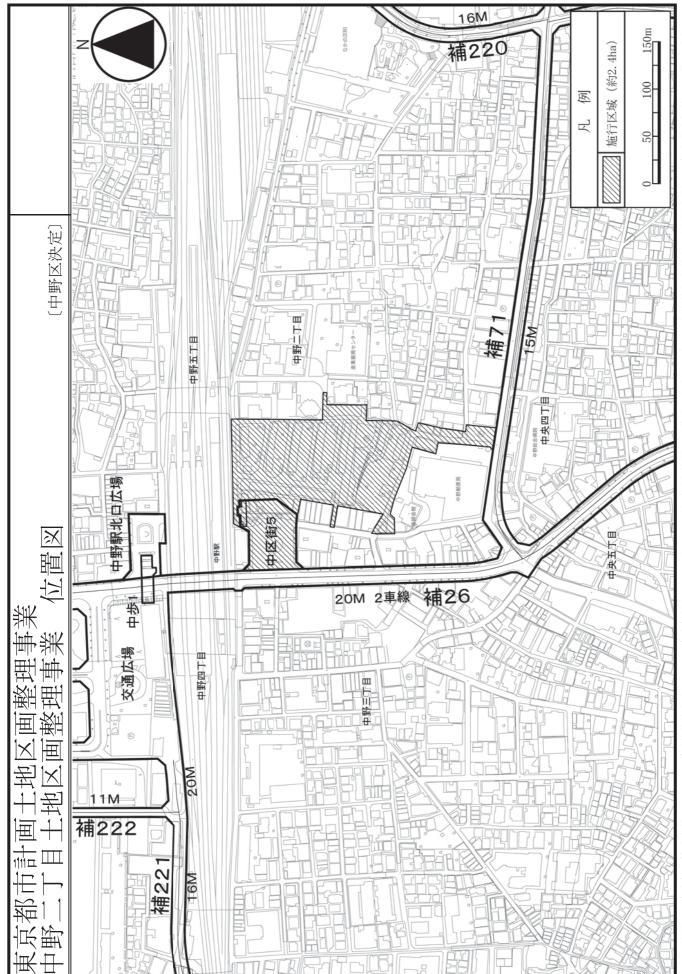
都市計画中野二丁目土地区画整理事業を次のように決定する。

谷	T.	称 中野二丁目土地	目土地区画整理事業			
恒		積 約 2. 4ha				
		種別	名称	首 閆	原辰	備
<\d		都市計画道路	中野区画街路第5号線			交通広場 面積約 4, 150 m² (嵩上部約 150 m²を含む。)
大栖地		^始 区画道路	主要区画道路	11.5 \sim 13m	約 270m	中野駅南口地区地区計画で定める地区施設
放の!		区画道路	区画道路1号	w8	約 70m	
計画		区画道路	区画道路2号	m9	約 100m	
	<u> </u>	種別	名 称	面積		備考
		公園	公園	加 680 iý	中野駅南口地区地	中野駅南口地区地区計画で定める地区施設
<i>₹</i> ₩	地の整(備 公共施設整備にあわせて、 	商業・業務・	住宅等の複合的な土地利用を図る。	利用を図る。	

「施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」

田間

市街地再開発事業との一体的施行により駅前広場の拡張整備や東西南北の交通動線の整備を行い、中野駅南口の玄関口として交通結節機能の強化を図る とともに、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な高度利用を推進し、南口のにぎわいの核となる商業・業務・都市型住宅等の多様な都市機能が集積 した複合的な土地利用を図る。



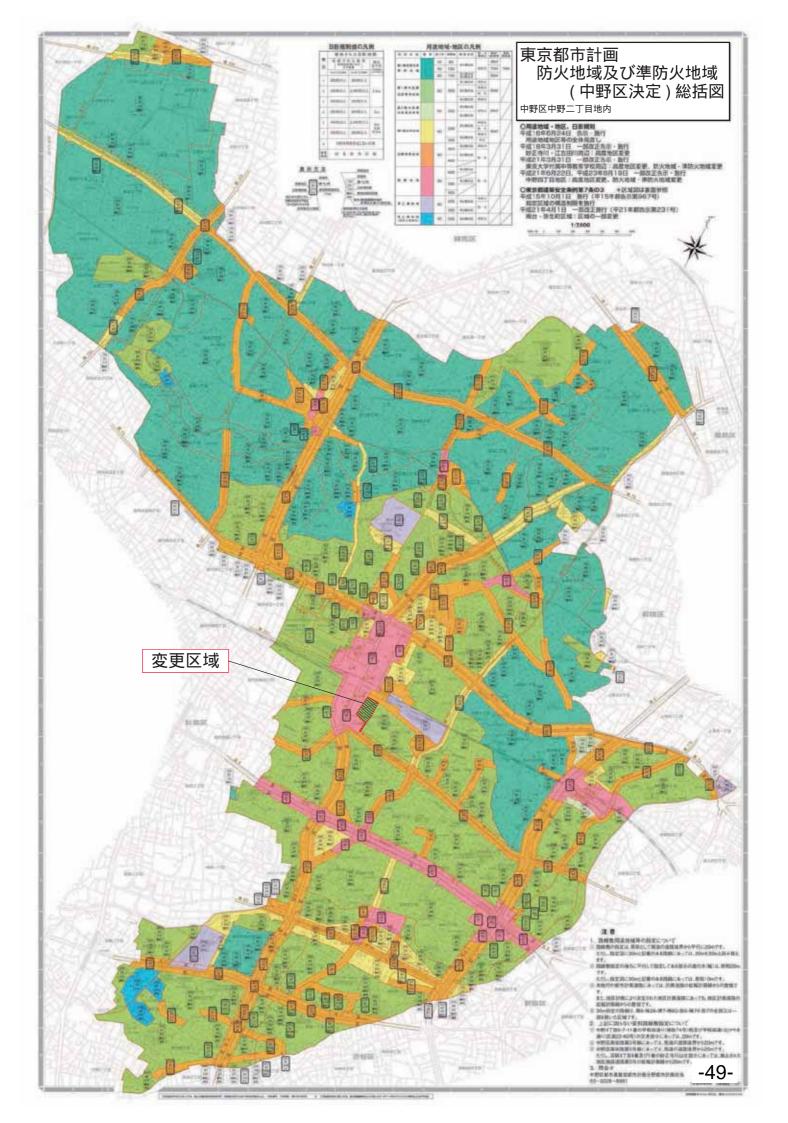
平成 26 この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 123 号年 9 月 9 日、(利用許諾番号)MMIT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日 モ 9 月 9 日、(利用許諾番号)MMIT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



47 26 ī 平成; この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 123 号年 9月 9日、(利用許諾番号)MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9月 9日 年 9月 9日、(利用許諾番号)MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9月 9日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6月 27日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号年 9月 9日、(利用許諾番号)MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9月 9日 年 9月 9日、(利用許諾番号)MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9月 9日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6月 27日



東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更(中野区決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

種類	面積	備考
	約 ha	
防火地域	387.8	中野区中野二丁目地内 1. 5ha 増
	(386.3)	
	約 ha	
準防火地域	1, 171. 2	中野区中野二丁目地内 1. 5ha 減
	(1, 172, 7)	
	約 ha	
☆ □	1,559.0	
	(1,559.0)	

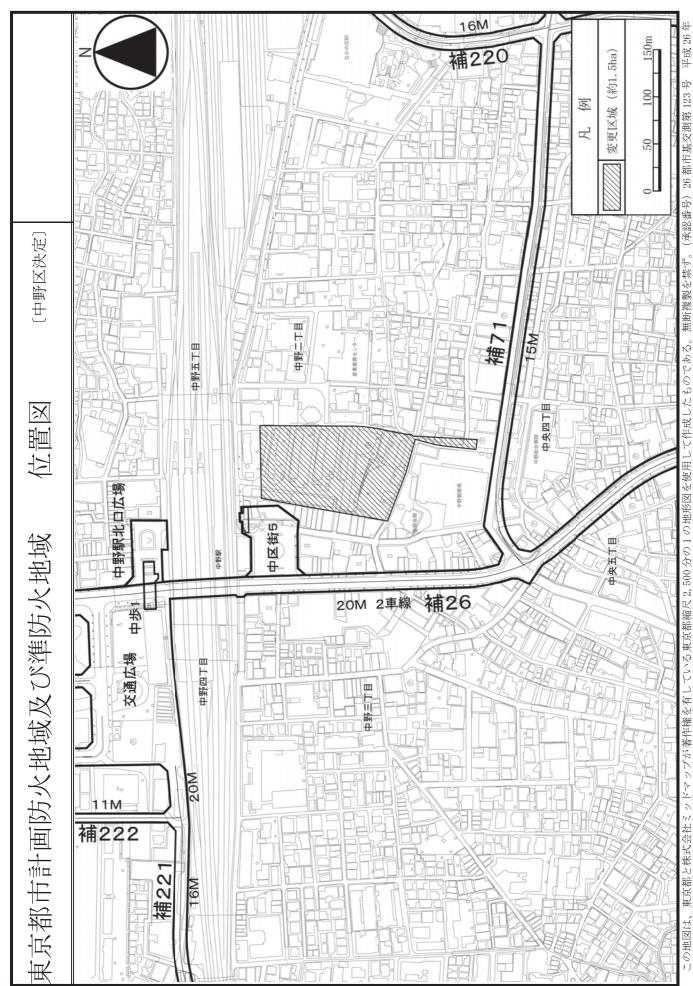
「位置、種類及び区域は、計画図表示のとおり」

田畑

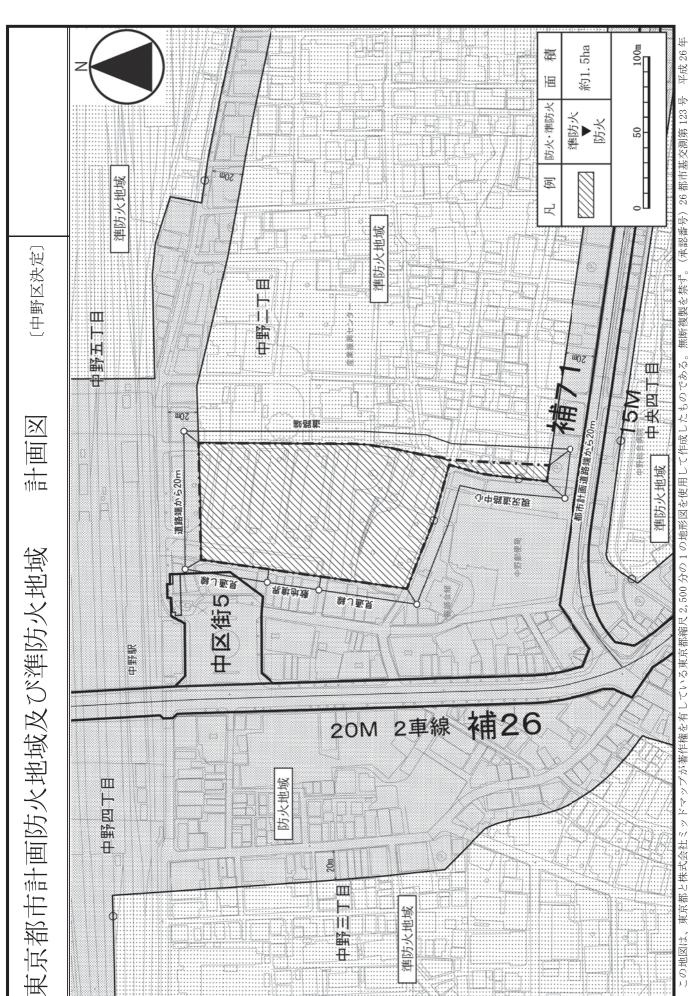
中野駅南口地区地区計画の決定に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

変更概要

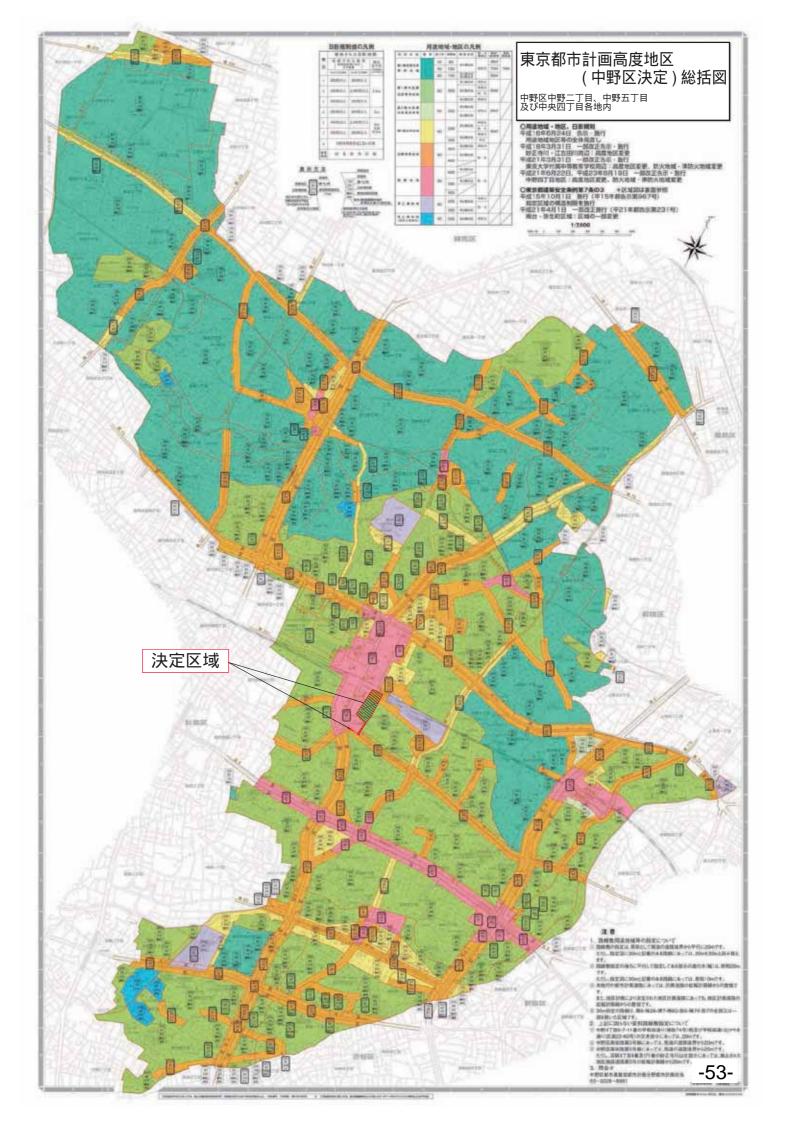
備考	
面積	約 ha 1.5
変更後	防火地域
変更前	準防火地域
変更箇所	中野区中野二丁目地内



(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。 9月9日、(利用許諾番号) MNT利許第 009 号―25 平成 26 年 9月9日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計無断複製を禁ず。(承認番号) 26都市基街測第 62 号 平成 26 年 6月 27日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
第 1 種高度地区	約 ha 602.5	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線 又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に 5メートルを加えたもの以下とする。	
第 2 種高度地区	約 ha 589. 2 (590. 7)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
第 3 種高度地区	約 ha 255. 6 (256. 1)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
 小 計	約 ha 1,447.3 (1,449.3)		

1 制限の緩和

- (1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度(以下「斜線型高さ制限」という。)が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。
 - ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの(以下「水面等」という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
 - イ 敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- (2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、次の各号に定めるところによる。
 - ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。)第86条第1項(同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。
 - イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項(同法第86条の 2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により、当該 区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該

東 高 限 度

- 一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適 用する。
- 2 既存不適格建築物等に対する適用の除外

この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の 工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築 物の部分に対しては、当該規定は適用しない。

3 許可による特例

次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法 上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。)が許可したもの については、この規定は適用しない。ただし、第2号の規定について、特定行政 庁が許可するものは斜線型高さ制限において、高さを算定するときに限る。この 場合において、特定行政庁は、第2号又は第3号に該当するものについて許可す るときは、あらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条に定める敷地内 空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物 で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの
- (3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物

	種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最低限度〕	既決定地区 方南通り地区 平和の森公園 周辺地区 環状7号線 中野地区 東京教区 東京教区	約 ha 96. 0	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最低限度は7メートルとする。ただし、次の各号の一に該当する建築物または建築物の部分については、この規定は適用しない。 (1) 都市計画施設の区域内の建築物 (2) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の10第1号および第2号に定める範囲のもの (4) 附属建築物で平屋建のもの(建築物に附属する門又はへいを含む。) (5) 地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの (6) その他の建築物で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。)が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの	
	小 計	約 ha 96.0		
,	合 計	約 ha 1,543.3 (1,545.3)		

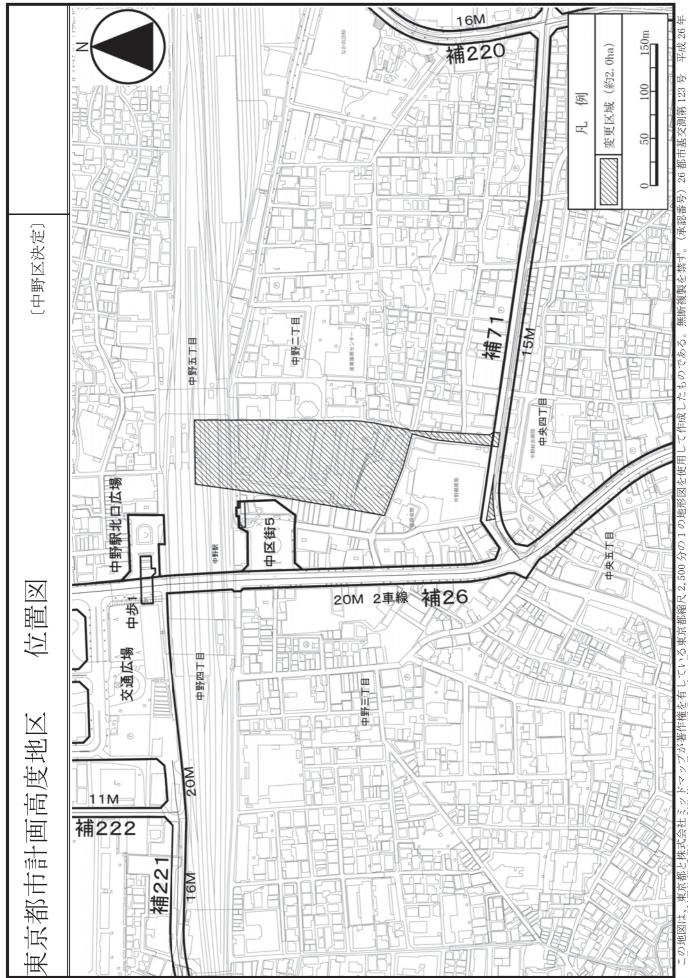
「位置、種類及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

中野駅南口地区地区計画の決定に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
1	中野区中野二丁目地内	第2種高度地区	指定なし	約 ha 1.5	
2	中野区中野二丁目、中野五丁目 及び中央四丁目各地内	第3種高度地区	指定なし	約 ha 0.5	



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺2,500 分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500 分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日